

○赤磐市立図書館条例

平成19年12月26日

条例第26号

改正 平成24年3月27日条例第12号

赤磐市立図書館条例（平成17年赤磐市条例第96号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の教育と文化の発展に寄与するため、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、赤磐市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

（1） 中央図書館

名称	位置
赤磐市立中央図書館	赤磐市下市325番地1

（2） 地区館

名称	位置
赤磐市立赤坂図書館	赤磐市町苅田507番地
赤磐市立熊山図書館	赤磐市松木621番地1
赤磐市立吉井図書館	赤磐市周匝142番地

（事業）

第3条 図書館は、法第3条各号に掲げる事業のほか、図書館の施設の利用に関する事業を行う。

（職員）

第4条 図書館に館長その他必要な職員を置く。

（手数料）

第5条 利用者カード再交付の手数料は1枚100円とする。

（入館の制限）

第6条 赤磐市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、図書館への入館を拒み、又は図書館からの退館を命ずることができる。

（1） 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける恐れがあると認められる者

- (2) 図書館の施設若しくは付属設備又は図書館資料を汚損し、損傷し、又は滅失させる恐れがある者
- (3) 図書館の管理運営上支障がある行為を行う恐れがある者又は行った者
- (4) 図書館の管理運営上必要な指示に従わない者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が図書館への入館又は図書館の施設若しくは図書館資料の利用を不適切であると認める者

(多目的ホールの利用)

第7条 赤磐市立中央図書館（以下「中央図書館」という。）の多目的ホール（以下「ホール」という。）は、図書館業務に支障のない範囲において、市民の教養の向上を図る目的で、社会教育その他公共の利用に供することができる。

(利用の制限)

第8条 ホールを利用しようとする者は教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しない。

- (1) 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的とするとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められたとき。
- (3) 施設、設備等を損傷する恐れがあると認めた者
- (4) その他教育委員会において不適切と認めた者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(使用料)

第9条 ホールの利用者に対しては、別表に定めるところにより使用料を徴収する。ただし、教育委員会は、公用又は公益のため必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が利用する場合は、利用後に徴収することができる。

(損害賠償等)

第10条 利用者がその責めに帰すべき事由により、施設、付属設備、図書、記録等を破損し、滅失し、又は汚損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減免することができる。

(図書館協議会)

第11条 法第14条及び第16条の規定に基づき、中央図書館に赤磐市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

3 委員は、8人以内をもって組織する。

4 委員の任期は2年とする。

5 委員に欠員を生じた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、教育委員会において特別の事情があると認めた場合は、委員の任期中でも解嘱することができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（報酬及び費用弁償）

第12条 委員の報酬及び費用弁償は、赤磐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年赤磐市条例第44号）の定めるところにより支給する。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成20年規則第12号で平成20年3月25日から施行）

附 則（平成24年3月27日条例第12号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

使用区分	単位	使用料
ホール全室	1時間	1,000円
ホール半室	1時間	500円

※備考 使用料には、付帯設備の使用料を含む。